国立大学法人東京外国語大学 学際研究共創センター規程

令和4年2月22日 規 則 第7号 改正 令和6年7月23日 規則第76号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学に、東京外国語大学学際研究共創センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、学問分野間及び学術界と社会との間の研究協働・共創を創出、支援することを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、第2条の目的を達成するために次に掲げる業務を行う。
 - (1) 学際融合研究の企画・構想、推進、成果公開に関すること
 - (2) 学際融合研究を推進、支援する研究機関等との連携ネットワークを構築すること
 - (3) 学際融合研究を担う若手研究者を育成すること
 - (4) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 部門長
 - (3) 部門員

(フェロー)

第5条 センターにフェローを置くことができる。

(センター長)

- 第6条 センター長は、学長が指名する。
- 2 センター長は、センターの事業を統括する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該センター長を指名した学 長の任期を超えることができない。

(部門)

- 第7条 センターに、第3条各号の事項を遂行するため、次の部門を置く。
 - (1) サステイナビリティ研究部門
 - (2) 学際研究推進部門

(部門の組織)

- 第8条 前条各号に掲げる部門は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 部門長
 - (2) 部門員
- 2 前項第1号の部門長は、本学教職員のうちからセンター長が指名するものとし、その任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名したセンター長の任期を超えることはできない。
- 3 第1項第2号の部門員は、本学教職員のうちから部門長が指名するものとし、その任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名した部門長の任期を超えることができない。

(サステイナビリティ研究部門の業務)

- 第9条 サステイナビリティ研究部門は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 社会課題解決に資する分野融合的研究の企画・推進
 - (2) 共同サステイナビリティ研究専攻における研究活動の発展
 - (3) サステイナブル・イノベーション研究に関心を持つ学生や若手研究者の育成と支援 (学際研究推進部門の業務)
- 第10条 学際研究推進部門は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 人社系主導の学際研究・社会実装研究のプロデュース
 - (2) 学際研究を推進する際に異分野をつなぐ役割を果たし、研究資金の獲得や研究シーズの可視化
 - (3) 研究文化・特色に適した新たなコーディネーションモデルの開発 (運営委員会)
- 第11条 センターに、その管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、センターに関する次の事項を審議する。
 - (1) 管理運営に関する重要事項
 - (2) センターの組織構成に関する事項
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) センターに関する規程の制定及び改廃に関する事項
 - (5) その他管理運営に関する重要事項

(運営委員会の組織及び委員の任期)

- 第12条 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 研究アドミニストレーション・オフィス長
 - (3) 部門長
 - (4) その他センター長が推薦し、学長が指名する者 若干名
- 2 前項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名した学長の任期 を超えることができない。また、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間

とする。

- 3 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 5 運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(活動報告)

第13条 センターの活動状況についての報告は、研究アドミニストレーション・オフィス 長が総合戦略会議へ行うものとする。

(庶務)

第14条 センターに係る庶務は、研究協力課において処理する。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、センターの運営管理に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年7月23日から施行し、令和6年4月1日から適用する。